

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療保険関係事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療保険事務の一部を外部に業務委託しているため、個人情報の取扱い・秘密保持について、契約書の中に特記事項を設け、遵守を徹底させることで対応している。

## 評価実施機関名

香芝市長

## 公表日

令和5年8月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)及び奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づく以下の事務で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号、以下「番号法」と言う)の規定に従い、個人番号を用いる。 後期高齢者医療制度では、奈良県後期高齢者広域連合と市が連携をし、事務を行っている。 ①後期高齢者医療保険被保険者の資格管理に関する事務 ②納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 ③後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務及び収入状況の管理 ④後期高齢者医療保険給付申請及び届出の受付に関する事務 ⑤後期高齢者医療保険に係る証明書の発行 ⑥後期高齢者広域連合への情報提供
③システムの名称	後期高齢者医療保険システム、後期高齢者医療保険料収納システム、後期高齢者医療保険料滞納管理システム、奈良県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号 別表第二 項番 82 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第25号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 国保医療課及び保険料収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 TEL:0745-79-7528 保険料収納課 TEL:0745-43-7109
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 TEL:0745-79-7528 保険料収納課 TEL:0745-43-7109

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の59の項	番号法第9条第1項別表第1の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事前	情報提供ネットワーク試行運用による追記
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 [情報提供]項番 80、83 [情報照会]項番 82	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第7号 別表第二 項番 80、83 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第7号 別表第二 項番 82	事後	情報提供ネットワーク試行運用による追記
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	福祉健康部 健康局 国保医療課及び保険料収納課	福祉健康部 国保医療課及び保険料収納課	事後	組織名変更による修正
平成29年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 健康局 国保医療課 Tel.:0745-79-7528 保険料収納課 Tel.:0745-43-7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課 Tel.:0745-79-7528 保険料収納課 Tel.:0745-43-7109	事後	組織名変更による修正
平成29年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 健康局 国保医療課 Tel.:0745-79-7528 保険料収納課 Tel.:0745-43-7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課 Tel.:0745-79-7528 保険料収納課 Tel.:0745-43-7109	事後	組織名変更による修正
平成29年6月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年6月1日時点	事後	更新
平成29年6月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日時点	平成29年6月1日時点	事後	更新
令和1年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルの取り扱い業務③システムの名称	後期高齢者医療保険システム、後期高齢者医療保険料収納システム、後期高齢者医療保険料滞納管理システム、奈良県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、宛名システム、中間サーバー	後期高齢者医療保険システム、後期高齢者医療保険料収納システム、後期高齢者医療保険料滞納管理システム、奈良県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、宛名システム	事後	番号法別表第二主務省令による見直し
令和1年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	番号法別表第二主務省令による見直し
令和1年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第7号 別表第二 項番 80、81、83	削除	事後	番号法別表第二主務省令による見直し
令和1年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	国保医療課長及び保険料収納課長	課長	事後	様式改正による変更
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	更新
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	更新
令和1年6月20日	IV リスク対策		追加記載事項	事後	様式改正による変更
令和2年6月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	更新
令和2年6月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	更新
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署①部署	福祉健康部 国保医療課及び保険料収納課	健康部 国保医療課及び保険料収納課	事後	更新
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課 Tel.:0745-79-7528 保険料収納課 Tel.:0745-43-7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 Tel.:0745-79-7528 保険料収納課 Tel.:0745-43-7109	事後	更新
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 福祉健康部 国保医療課 Tel.:0745-79-7528 保険料収納課 Tel.:0745-43-7109	〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 香芝市役所 健康部 国保医療課 Tel.:0745-79-7528 保険料収納課 Tel.:0745-43-7109	事後	更新
令和3年6月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年3月31日時点	事後	更新
令和3年6月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年3月31日時点	事後	更新
令和4年7月21日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	更新
令和4年7月21日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	更新
令和4年7月21日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠  IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	①実施の有無 実施しない	②法令上の根拠 [情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号 別表第二 項番 82 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第25号  目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 十分である	事前	番号法改正による変更。 令和5年1月に本格運用が開始される公的給付支給等口座登録制度の運用開始前に提出するもの。
令和5年8月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	更新
令和5年8月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	更新